

意見募集要領

1 意見募集対象

[「情報通信分野におけるエコロジー対応に関する研究会」報告書\(案\)](#)

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課において配布することとします。

3 意見の提出方法

様式の意見書に必要な事項(氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス))を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により、[様式\(Word版\)](#)に従い日本語で提出して下さい。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス:eco-ict<@>ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課 あて

※迷惑メール対策をしております。上記アドレスの<@>を@に置き換えて送信して下さい。

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル(ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。))として提出して下さい。

※電子メールの受信可能最大容量は、5M となっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出して下さい。

(2) FAXを利用する場合

FAX番号:03-5253-5855

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課 あて

※担当に電話連絡後、送付して下さい。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 郵送する場合

〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課 あて

併せて、意見の内容を保存した磁気・光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気・光ディスク等の条件は、次のとおりです。

- 記録媒体 : フロッピーディスク(3.5 インチ、2HD)、CD-R、CD-RWまたはMO
- フォーマット形式 : Windowsシステムに対応したもの
- ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せ下さい。)
- ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付して下さい。なお、送付いただいた磁気・光ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

4 意見提出期限

平成21年5月12日(火)午後5時(必着)

(郵送の場合も、平成21年5月12日(火)必着とします。)

5 留意事項

意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課にて配布します。

提出された意見とともに、意見提出者名(団体名及び団体の代表者の氏名に限ります。個人で意見提出された方の氏名は含みません。)及び意見提出者の属性(個人で意見提出された方の属性を含みます。)を公表する場合があります。匿名を希望される場合には、その旨を記入して下さい。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部データ通信課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「情報通信分野におけるエコロジー対応に関する研究会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載して下さい。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙には意見の対象となるページ数及び項目(例: 「4頁 第二部 CO₂ 排出削減の推進 1 CO₂ 排出削減に向けた取組の現状 (1)国際的な取組 ①気候変動枠組み条約」など)を明記すること。

頁	項目	意見
例:4頁	第二部 CO2 排出削減の推進 1 CO2 排出削減に向けた取組の現状 (1)国際的な取組 ①気候変動枠組み条約	<p>【総務省案】 同条約では、大気中に存在する温室効果ガスの上昇が地球を温暖化し、自然の生態系等に悪影響を及ぼすものとして、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、現在及び将来の気候を保護することを目的としている(1994年3月発効済)。</p> <p>【意見】 * * * * *</p>